

●主な取扱規程

契約年齢	20～70歳
保険期間／保険料払込期間	55歳満了～70歳満了(1歳刻み)・75歳満了・80歳満了 *保険期間／保険料払込期間10年以上
最低年金月額・最低保険料	年金月額5万円 かつ 主契約保険料+特約保険料が 月払い1,000円 半年払い5,000円 年払い11,000円
最高保険金額※1	1.5億円※2
取扱単位	年金月額1万円単位
付加できる特約	特定3疾病保険料払込免除特約(25)、リビング・ニーズ特約
診査方法	健診書扱いのみ *お申込みの際には、健康診断書のご提出が必要です。

※1 契約初月に第1回の年金のお支払理由が発生したと仮定した場合の「一時支払金額(=年金開始時における年金の現価相当額)」によって判定します。

※2 被保険者の年齢・職業・年取等によって最高保険金額を制限することがあります。詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

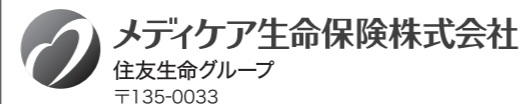
ご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」「設計書」を必ずご覧ください。



〈募集代理店〉



〈引受保険会社〉



〒135-0033  
東京都江東区深川1-11-12  
〈メディケア生命コールセンター〉  
0120-315056  
https://www.medicarelife.com/ 25048891(2025.4.1)

T21A1B1D25-V1-0294000 2025年4月版

R2658-06

お手頃な保険料で  
もしもの「家族を守る 生活を守る」  
ときに

料率区分型収入保障保険(無解約返戻金型)



3つの保険料率

非喫煙者は  
お得な保険料

特定3疾病保険料払込免除特約(25)

がん  
(上皮内がんも  
保障)

心疾患

脳血管疾患



©MCL/ADK



この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

# 万一のとき

●万一のことがあった場合、大切なご家族のその後の生活はどうなるのでしょうか。

住居費は?



お子さまの教育費は?



両親の介護費は?



毎月の生活費は?



収入が減少し、ご家族の生活費が不足することに…。

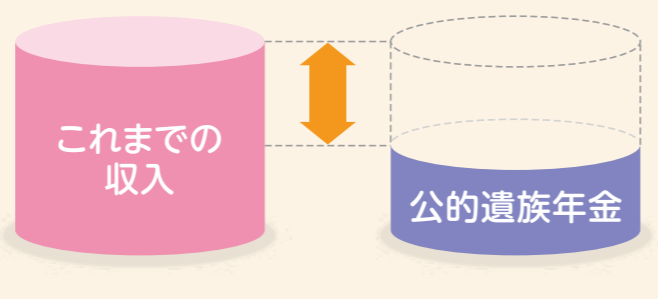


万一のとき



●そんなとき、**公的保障制度**による生活費のサポートもありますが、家計のバランスはこれまでとは大きく変わる可能性があります。

<1か月あたりの収入イメージ>



だから

公的保障だけでは足りない金額を  
**メディフィット収入保障**の年金で  
備えませんか。

料率区分型収入保障保険(無解約返戻金型)

**メディフィット収入保障**



万一のとき



# メディフィット収入保障の保障内容

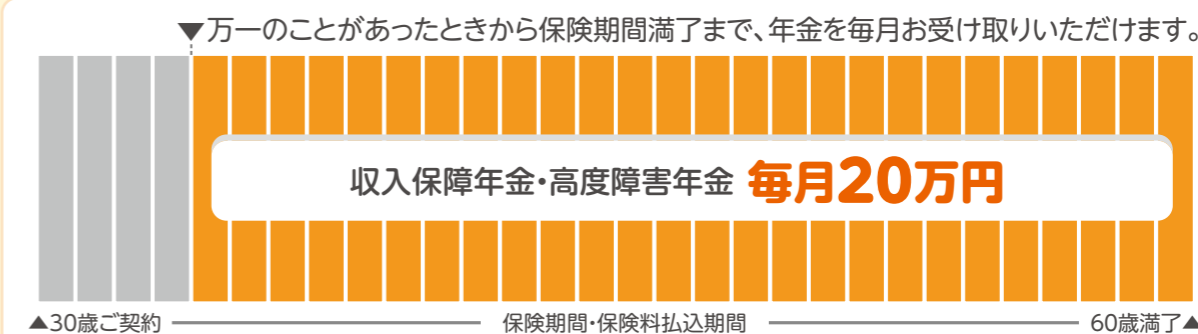
被保険者が**死亡・所定の高度障害状態**に該当されたとき、**収入保障年金・高度障害年金**をお受け取りいただけます。

主契約

●仕組み

ご契約例

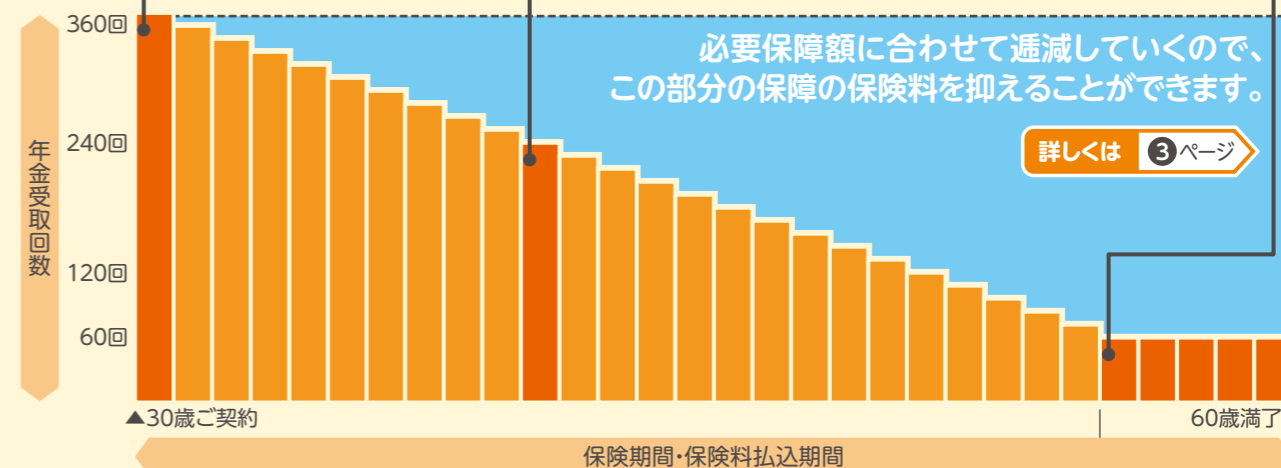
・料率区分型収入保障保険(無解約返戻金型) ・契約年齢: 30歳 ・保険期間・保険料払込期間: 60歳満了  
・年金支払保証期間: 5年 ・年金月額: 20万円



⚠収入保障年金・高度障害年金は重複してお支払いしません。

[ お支払理由に該当された時期ごとの年金受取総額のイメージ ]

ご契約から 1か月目	ご契約から 10年1か月目	ご契約から 25年1か月目以降
年金月額 20万円 × 12か月 × 30年	年金月額 20万円 × 12か月 × 20年	年金月額 20万円 × 12か月 × 5年
受取総額 <b>7,200万円</b>	受取総額 <b>4,800万円</b>	受取総額 <b>1,200万円</b>



●年金の受取開始後は保険料のお払込みは不要です。

5年間(年金支払保証期間)の年金受取が保証されます。

選べる**特約は2つ!**さらに**安心をプラス**できます!

オプション(選べる特約)

特定3疾病保険料払込免除特約(25)

リビング・ニーズ特約

I 型

II 型

詳しくは **5 6** ページ

# メディフィット収入保障 特徴

ポイント

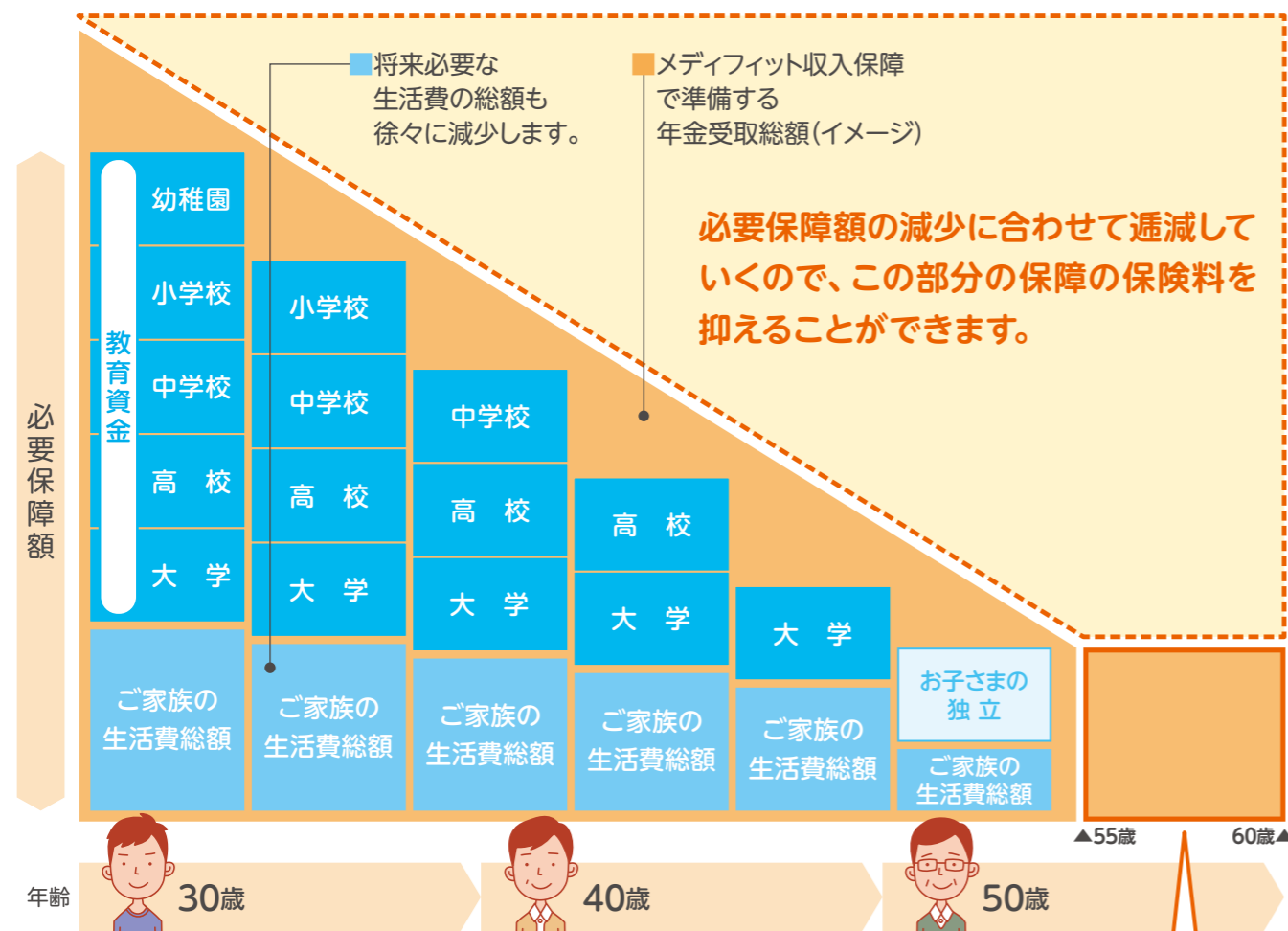
1

**必要保障額に合わせた保険設計で、お手頃な保険料を実現!**

たとえば、お子さまがいらっしゃるご家庭の場合、一般的には**必要となる保障額はお子さまの成長とともに減っていきます**。メディフィット収入保障は、時がたつにつれ減っていく**必要保障額に合わせて年金受取総額が逡減していくので、保険料がお手頃**です!

●必要となる生活資金の推移

お受取りについて詳しくは **78** ページ



**万一のことがあったときから保険期間満了までが短くても、最低2年間または5年間(図は5年間の場合)は年金をお受け取りいただけます(年金支払保証期間)。**

ポイント

2

**たばこを吸っていない<sup>※1</sup>と保険料が割安<sup>※2</sup>!**  
**体格(BMI)、血圧値も所定の基準を満たせばさらに割安<sup>※2</sup>!**

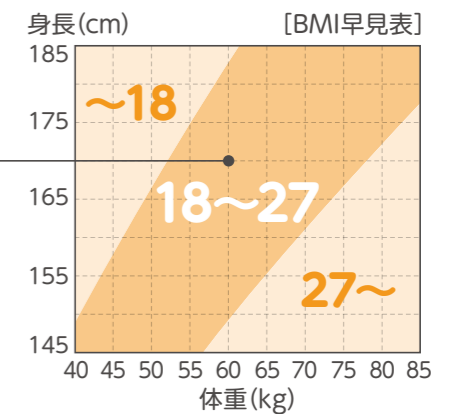
メディケア生命所定の基準(喫煙の状況<sup>※1</sup>、体格(BMI)、血圧値)で、被保険者の状態に応じた**3つの保険料率を設定**。

■BMIとは

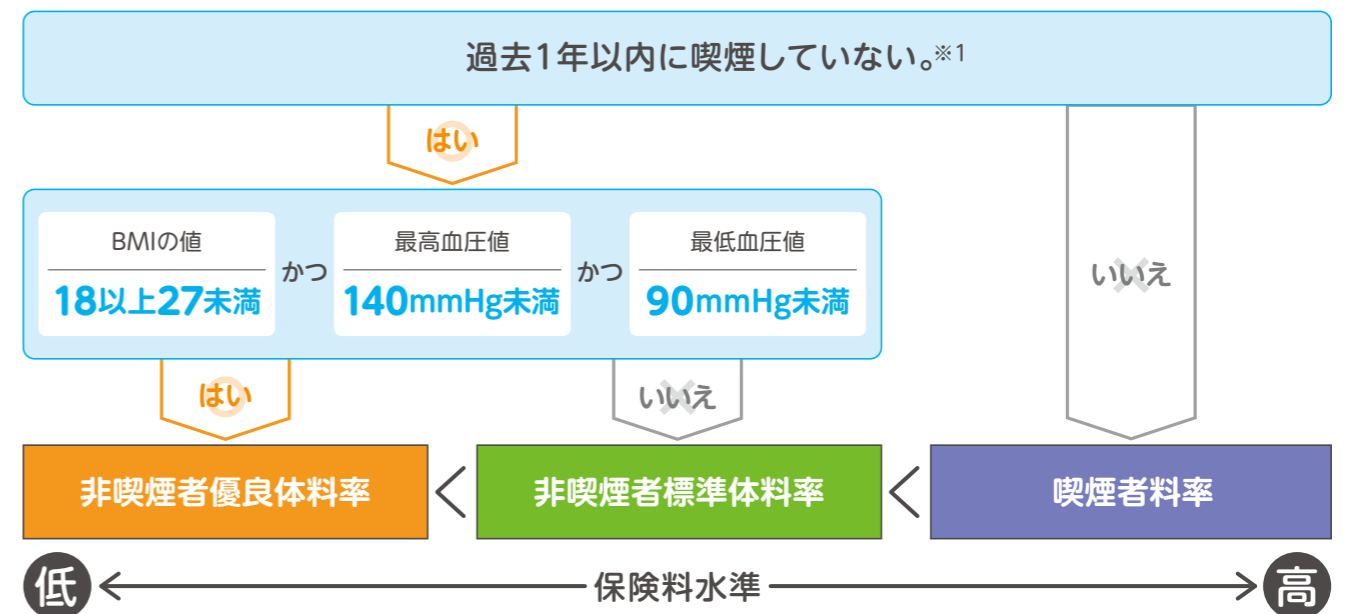
身長と体重の関係から計算した、人の肥満度を表す指数です。

$$BMI = \text{体重 (kg)} \div \{\text{身長 (m)}\}^2$$

●BMIの計算の例(体重60kg 身長170cmの人の場合)  
BMI=60÷1.7÷1.7=20.761



●適用保険料率決定の流れ



**※お申込みの際には、健康診断書のご提出が必要です。**喫煙の状況<sup>※1</sup>、体格(BMI)、血圧値のほか、健康状態、職業・メディケア生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできないこともあります。

**※「優良体」とは、この保険におけるメディケア生命の呼称であり、「優良体」の基準に該当されない方の健康状態や身体状態などが優良でないということではありません。**

**※1** 非喫煙者優良体料率適用のお申込みまたは非喫煙者標準体料率適用のお申込みがあった場合、喫煙の状況に関する告知をしていただくことに加えて所定の喫煙検査を実施させていただきます。被保険者本人が喫煙者でなくとも、受動喫煙により喫煙検査において「喫煙者」と判定されることもあります。

**※2** 各保険料率の保険料水準は上記のとおりとなります。

## 特定3疾病保険料払込免除特約(25)

特定3疾病で所定の理由に該当されたとき、  
以後の保険料はいただきません。

特定3疾病保険料払込免除特約(25)を付加することで、がん、心疾患、脳血管疾患で所定の理由に該当されたときの**経済的負担に備えられます。**

### ●仕組み



▲ご契約

●特約の型 **I型** **II型** からご選択ください。

### ●所定の理由

所定の理由		I型	II型
がん	上皮内がんも保障	初めてがんと <b>診断確定</b> されたとき	
心疾患	急性心筋梗塞	入院または手術をされたとき	入院または手術をされたとき、もしくは在宅患者診療・指導料が算定される
	急性心筋梗塞以外の心疾患	20日以上継続した入院または手術をされたとき	在宅医療を受けられたとき
脳血管疾患	脳卒中	入院または手術をされたとき	入院または手術をされたとき、もしくは在宅患者診療・指導料が算定される
	脳卒中以外の脳血管疾患	20日以上継続した入院または手術をされたとき	在宅医療を受けられたとき

\*公的医療保険制度対象となる手術および在宅医療が保障対象となります。

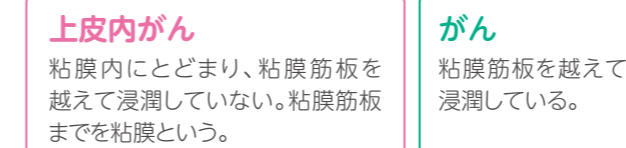
⚠責任開始日から90日以内に診断確定されたがんは保険料のお払込免除のお取扱いはできません。

上皮内がんも保険料払込免除の対象となります。

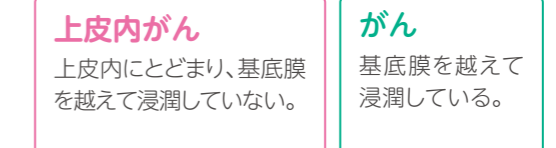
### [ 上皮内がんとは ]

上皮内がんとは、がん細胞が上皮内(大腸(結腸・直腸)の場合は粘膜のなか)にとどまっておき、それ以上、浸潤していない初期のがんのことをいいます。

#### ●大腸(結腸・直腸)の場合

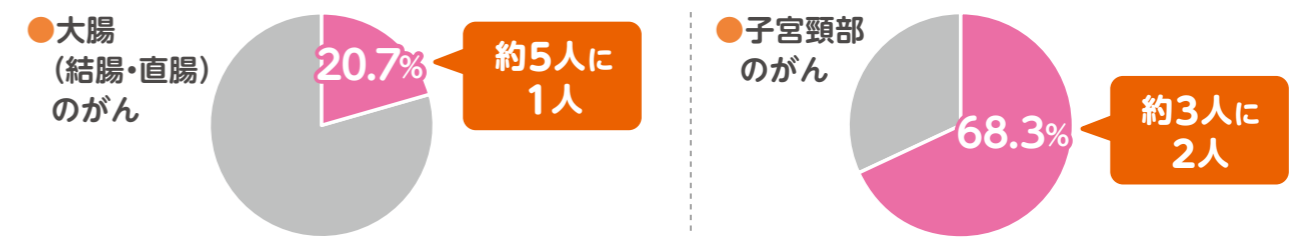


#### ●子宮頸部の場合



がんと診断された方のうち、早期のがんである「**上皮内がん**」で発見される方の割合は少なくありません。

【 がんが発見された人のうち、上皮内がんが発見された人の割合 】



国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(全国がん登録)より2020年の罹患数をメディケア生命算出

## リビング・ニーズ特約

特約保険料無料

余命6か月以内と判断されるときは、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月後の年金の現価相当額<sup>※1</sup>の**全部**<sup>※2</sup>または**一部**<sup>※2</sup>を前払請求することができます。

- ⚠リビング・ニーズ保険金のお支払いは、1契約につき1回を限度としています。
- ⚠リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に、収入保障年金または高度障害年金の支払請求を受け、その年金をお支払いするときは、リビング・ニーズ保険金をお支払いしません。
- ⚠請求日から保険期間満了の日までの期間が1年以内である場合、リビング・ニーズ保険金のご請求はできません。
- ⚠リビング・ニーズ保険金をお支払いしたときは、主契約は請求日にさかのぼって消滅または減額されたものとして扱います。

※1 年金の現価相当額とは将来の年金を支払うために必要なその時点における金額のことをいいます。

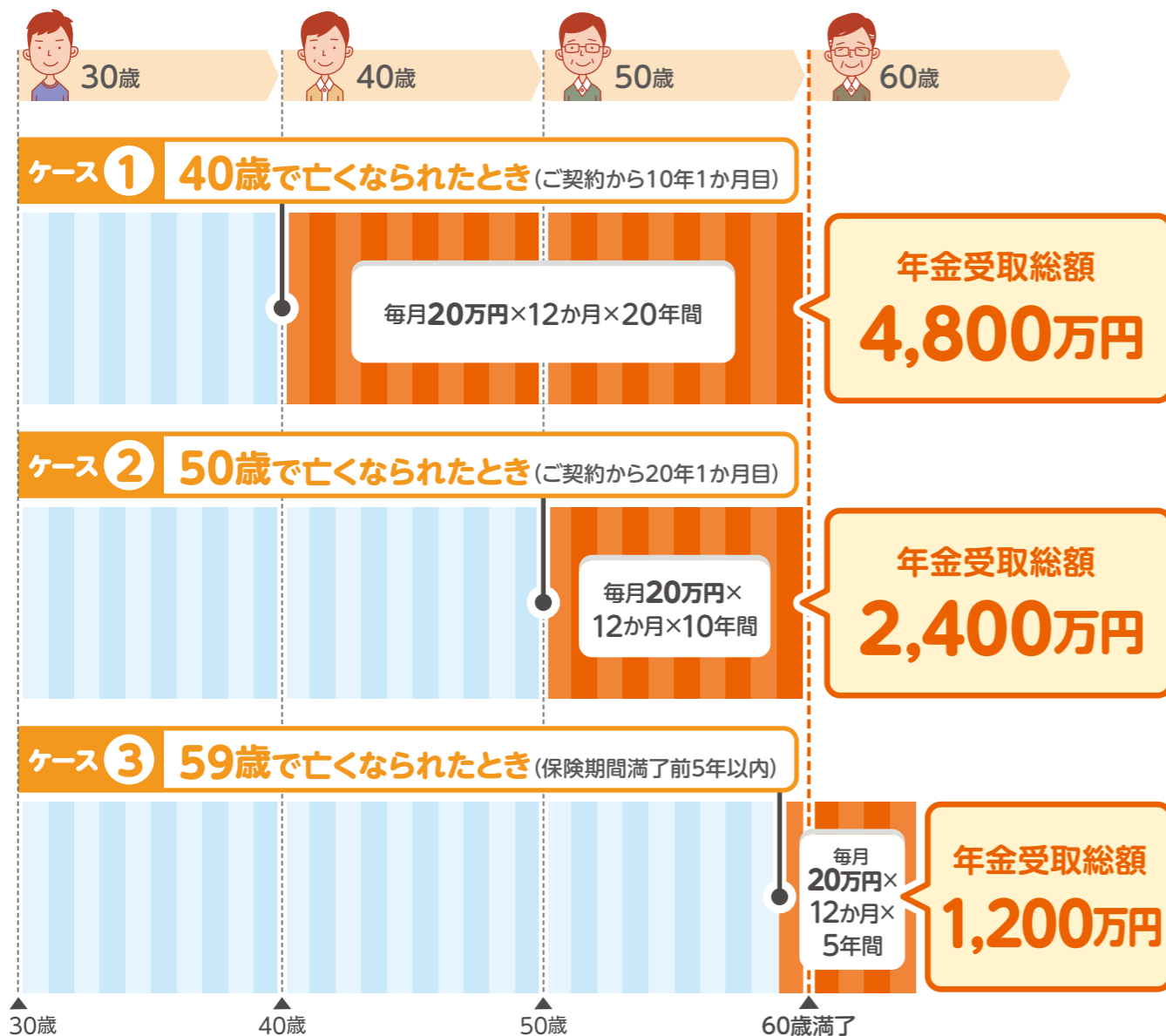
※2 リビング・ニーズ保険金の請求日の6か月後の月単位の応当日における年金の現価相当額または3,000万円(被保険者おひとりにつき)のいずれか小さい金額を限度とします。なお、限度額は将来変更することがあります。

# メディフィット収入保障 年金のお受取りについて

ご契約例	<ul style="list-style-type: none"> <li>料率区分型収入保障保険(無解約返戻金型)</li> <li>年金支払保証期間: 5年</li> <li>契約年齢: 30歳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金月額: 20万円</li> <li>保険期間・保険料払込期間: 60歳満了</li> </ul>
------	---	---

## 年金のお受取総額について

契約年齢30歳の被保険者が亡くなられた場合の収入保障年金のお受取総額の例です。



## 「年金支払保証期間」があります。

5年間分を保証!

死亡または所定の高度障害状態に該当されたときから保険期間満了日までの期間が「年金支払保証期間」に満たない場合でも、「年金支払保証期間」中は年金を毎月お受け取りいただけます。

たとえば 59歳で亡くなられた場合 (保険期間60歳満了・年金支払保証期間5年の場合)

年金支払保証期間 **5年**

年金月額20万円×12か月×5年  
**年金受取総額 1,200万円**

●年金支払保証期間は2年または5年からお選びいただけます。

## 年金は一時金でも受け取れます。

契約年齢30歳の被保険者がご契約から10年1か月目で亡くなられた場合の収入保障年金のお受取り例です。

**① 毎月の年金でお受け取りいただく場合** **年金受取総額 4,800万円**

▲ご契約から10年1か月目 60歳まで▲

**② 全部を一時金でお受け取りいただく場合** **一時金 約4,225万円**

毎月の年金をお受け取りいただくかわりに年金の現価相当額\*1を一時金としてお受け取りいただけます。(この場合、ご契約は消滅します。)

**③ 毎月の年金受取りと一時金受取りを組み合わせることもできます。**

たとえば お葬式やお引越し、車のローンの一括返済などですぐにまとまった金額が必要な場合

年金開始時に年金の一部を一時金、以後を減額された毎月の年金でお受け取りいただけます\*2。 **受取総額 約4,742万円**

▲ご契約から10年1か月目 60歳まで▲

たとえば お子さまの学費や住宅購入などでまとまった金額が必要な場合

年金支払期間の途中で残りの年金の全部を一時金でお受け取りいただけます。(この場合、ご契約は消滅します。)

**受取総額 約4,472万円**

▲ご契約から10年1か月目 ▲ご契約から15年1か月目

\*1 年金の現価相当額とは将来の年金を支払うために必要なその時点における金額のことをいいます。  
 \*2 年金開始時に年金の一部を一時金、以後を減額された毎月の年金でお受け取りいただく方法は、第1回の年金をお受け取りいただく前に限り、選択いただけます。(減額後の年金月額がメディアケア生命所定の金額を下回るときには、お取り扱いできません。)  
 \*3 年金月額2万円分を一時金として受け取った場合。  
 \*一時金で受け取る場合、通常、年金で受け取るよりも、受取総額は少なくなります。  
 \*第1回の年金のお支払理由が発生した後に、その年金支払期間中に年金の受取人が死亡したときは、将来の年金の支払いを行わず、未払年金の現価相当額を死亡した受取人の法定相続人に一時にお支払いします。この場合、ご契約は消滅します。

## 税法上のお取扱いについて

[ 収入保障年金のお取扱いについて ]

ご契約者(保険料負担者)・被保険者と収入保障年金受取人の関係によって、次のとおり収入保障年金に対する税金が異なります。

契約形態	死亡時に一時金として受け取る場合	税法上のお取扱い	
		年金として受け取る場合	
		死亡時	毎年の年金受取時
ご契約者・年金受取人が同一人の場合	所得税(一時所得)・住民税	—	—
ご契約者・被保険者が同一人で、年金受取人が相続人の場合	相続税	相続税 (年金の評価額*4に対して課税)	所得税(雑所得)・住民税
ご契約者・被保険者・年金受取人がそれぞれ別人の場合	贈与税	贈与税 (年金の評価額*4に対して課税)	—

収入保障年金受取人は、収入保障年金のお支払理由発生後は変更できません。なお、一般的に贈与税は相続税に比べ税率が高くなります。

[ 非課税扱いの特典について ]

被保険者が受け取る次の年金などは、全額非課税となります。[ ■高度障害年金 ■リビング・ニーズ保険金 ]

\*4 この保険においては、年金開始時に年金の全部を一時金でお受け取りいただく場合のお受取額が年金の評価額に相当します。

\*税務上のお取扱いは、2025年2月現在のものです。今後、税制の変更等に伴い、記載の内容が変わることがあります。

\*より詳しい内容等につきましては、国税庁のホームページをご覧ください。

その他の留意事項については、11~12ページに記載しておりますので、必ずご確認ください。

保障内容について

特徴について

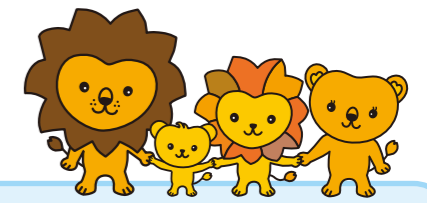
特約について

年金のお受取りについて

よくある質問

注意事項

# 保障内容などに関するよくある質問



**Q1** 被保険者が亡くなった場合以外にも年金が支払われることはありますか？

**A1** はい、あります。  
被保険者が所定の高度障害状態になられたとき、高度障害年金をお支払いします。

**Q2** 支払理由に該当しても年金を受け取れない場合はありますか？

**A2** はい、あります。  
たとえば、次のような場合があります。  
●故意または重大な過失により事実と異なる告知をされ、「告知義務違反」としてご契約が解除された場合  
●保険料のお支払いがなく、ご契約が無効や失効となった場合  
●責任開始日(復活の場合は復活日)からその日を含めて3年以内の自殺によるとき(ただし、精神障害などによる自殺については、お支払いする場合があります)や、ご契約者の故意によるときなど、メディケア生命所定の免責事由に該当する場合 など

**Q3** 保険料を払込期月までに払えなかったり、その後失効してしまった場合どうなるのですか？

**A3** 猶予期間(例：月払いの場合、払込期月の翌月初日から末日まで)と失効取消期間(例：月払いの場合、失効した日からその同月末日まで)があります。  
●猶予期間内にお支払いがない場合、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなります(失効)。  
●失効中に年金などのお支払理由や保険料のお払込免除の理由が発生しても、年金などのお支払いや保険料のお払込免除はしません。(失効が取り消された場合を除きます。)  
●延滞した保険料のお支払いが失効取消期間中にあった場合、失効を取り消します。失効取消期間中に年金などのお支払理由や保険料のお払込免除の理由が発生した場合で、失効が取り消されたときは、年金などをお支払いし、保険料のお払込みを免除します。  
●失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。ご契約を復活する場合には、復活時の喫煙の状況、体格(BMI)、血圧値、健康状態等により、お引受けの可否および適用する保険料率を改めて決定します。

**Q4** 保険料は上がっていくのですか？

**A4** 保険料は、保険期間を通じてご契約時の保険料から上がることはありません。  
ただし、失効後に復活する際は異なる場合がありますので、**Q3・A3**をご覧ください。

**Q5** 申込みの際に、医師による診査がありますか？

**A5** いいえ、医師による診査はありません。  
ただし、健康診断書のご提出が必要であるほか、非喫煙者優良体料率適用のお申込みまたは非喫煙者標準体料率適用のお申込みがあった場合、喫煙の状況に関する告知をしていただくことに加えて所定の喫煙検査を実施させていただきます。

**Q6** たばこを吸っていないのに、喫煙者料率になってしまうことはありますか？

**A6** はい、あります。  
被保険者本人が喫煙者でなくとも、受動喫煙により喫煙検査において「喫煙者」と判定されることもあります。  
この場合、喫煙者料率でのお引受けとなります。

**Q7** たばこは吸っていませんし、BMIも基準を満たしていますが、高血圧で薬を飲んでいたら非喫煙者優良体料率で申し込むことはできないのですか？

**A7** いいえ、高血圧で薬を服用されていても、ご提出いただいた健康診断書記載の血圧値が所定の基準を満たしていれば、非喫煙者優良体料率でお申し込みいただけます。  
非喫煙者優良体料率でお申し込みいただく場合は、喫煙の状況に関する告知をしていただくことに加えて所定の喫煙検査を実施させていただきます。

**Q8** たとえば、非喫煙者優良体料率で申し込んだのに、所定の基準を満たせなかった場合、他の保険料率で契約することは可能ですか？

**A8** 異なる保険料率でのお引受けが可能な場合があります。  
非喫煙者優良体料率は適用できなくとも、非喫煙者標準体料率や喫煙者料率でお引受け可能な場合があります。

**Q9** 非喫煙者の料率で加入後に喫煙を開始した場合や、加入後に体格(BMI)などが所定の基準から外れてしまった場合はどうなりますか？

**A9** ご契約時の喫煙の状況、体格(BMI)、血圧値が基準となり、原則として保険料率が変更されることはありません。  
ご契約後の状況の変化は、ご契約や保険料に影響しません。  
ただし、失効後に復活する際は異なる場合がありますので、**Q3・A3**をご覧ください。

**Q10** 保険料の払込みを免除されることがあるのですか？

**A10** はい、あります。  
不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。特定3疾病保険料払込免除特約(25)を付加した契約については、特定3疾病で所定の理由に該当されたときも、以後の保険料のお払込みを免除します。また、その払込免除理由や所定の障害状態から回復された場合などであっても、保険料の払込免除は、そのまま継続いたします。(保険料のお払込みが再開することはありません。)

**Q11** 上皮内がんでも保険料の払込みが免除されるのですか？

**A11** はい、特定3疾病保険料払込免除特約(25)を付加していた場合、上皮内がんと診断確定された場合でも、保険料のお払込みが免除されます。

**Q12** 特約の中途付加はできますか？ また、保険期間を変更したり、他の保険(医療保険、定期保険など)に切り替えることはできますか？

**A12** リビング・ニーズ特約は中途付加できますが、その他の特約は中途付加できません。  
また、保険期間の変更、他の保険への切替えはできません。

ご質問・ご相談は、募集代理店またはメディケア生命までお気軽にご連絡ください。

# ご検討にあたりご確認いただきたい事項



- この商品パンフレットは保険商品の概要を説明したものです。
- 各年金などのお支払理由および保険料のお払込免除の理由の詳細は約款に定められており、所定の条件を満たす必要があります。必ずご確認ください。
- ご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」「設計書」を必ずご覧ください。

## リビング・ニーズ特約について

- 同一の被保険者において、メディケア生命のリビング・ニーズ特約を重複して付加することはできません。
- リビング・ニーズ保険金額は、特約基準保険金額から対応する6か月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額です。
- 特約基準保険金額とは、リビング・ニーズ保険金を支払う際に基準となる保険金額をいい、次のいずれか小さい金額を限度として、ご請求の際に被保険者に指定していただきます。
  - ・請求日の6か月後の月単位の応当日における年金の現価相当額
  - ・3,000万円(被保険者おひとりにつき3,000万円を限度とします。なお、限度額は将来変更することがあります。)

## 高額割引制度について

- 年金額や年金支払保証期間等が所定の条件を満たす場合、高額割引制度が適用されますので、年金額や年金支払保証期間等に応じて、保険料が割り引かれます。
- お申込内容によっては、年金支払保証期間を2年から5年に変更することや、年金額を増額することで、高額割引制度により保険料が安くなる場合があります。この場合には、お申込内容を変更したうえで、お申し込みいただきます。
- なお、ご契約後に、年金額の減額等を行うことで、高額割引制度が適用されなくなったり、割引の水準が変更されることがあります。

## 解約返戻金について

- この保険には解約返戻金はありません。

## 生命保険料控除について

- 生命保険料控除の種類には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。
- この商品については、お払い込みになる保険料は**一般生命保険料控除の対象となります。**

\*2025年2月現在の税制にもとづき記載しております。今後変更される可能性があります。

## 募集代理店からのお知らせ

- 募集代理店である金融機関が保険商品の提案を行うにあたり、お客さまとの取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客さまの同意を得たうえで、お客さまへのコンサルティング上必要な範囲において利用することがあります。
- 保険契約のお申込みと、保険契約の締結に係るお客さまと募集代理店である金融機関との取引が、金融機関におけるお客さまに関する他の業務に影響を与えることはありません。
- この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、**預金保険機構の保護の対象ではありません。(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。)**
- 募集代理店が定める募集指針および相談窓口については、各募集代理店宛にご確認ください。
- 募集代理店は、お客さまが「銀行等生命保険募集制限先」\*に該当するか否かについてご確認ください。該当する場合は、原則、保険募集を行いませんのであらかじめご了承ください。
- 募集代理店は、お客さまが当該金融機関に事業性の資金の貸付のお申込みをされている間は、お客さまおよびその密接関係者(お客さまが法人である場合の代表者、お客さまが代表者である場合の法人)に対して保険商品の募集を行いません。

\*詳細は各募集代理店にご確認ください。

